

資料 17-2 (午後)	平成30年3月22日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

児童指導員の資格について

児童指導員の資格については、「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、同条例) **第 58 条各号に該当する者**としています。そのうち、同条例第 58 条第 8 号及び第 10 号の運用に当たっては、次のように定めます。

- 1 「児童福祉事業」とは、社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業とします。
- 2 「児童福祉事業に従事した者」とは、「児童福祉事業」において障害児等への直接支援(生活指導、生活支援等)又は相談支援に関わる職員として、実際に当該業務に従事した者とします。
- 3 同条例第 58 条第 8 号の 2 年以上とは、当該業務に従事した期間が通算して **2 年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が 360 日以上**とし、同条例第 58 条第 10 号の 3 年以上とは、当該業務に従事した期間が通算して **3 年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が 540 日以上**とします。(1 年あたり 180 日以上の実務経験が必要です。)

※実務経験証明書で**従事期間・日数及び職務内容等**を確認させていただきます。

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(児童指導員の資格)

第 58 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法第 3 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの